

## 救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

## (開 催)

第1条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

## (目 的)

第2条 今後も見込まれる救急需要の増大や救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救急業務を取り巻く諸課題へ対応することを目的とする。

## (検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故のあるときは、座長が指定した委員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

## (検討会公開の原則)

第4条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

## (部会)

第5条 座長は、必要に応じ検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員（以下「部会委員」という。）は、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。
- 3 部会には、部会長を置く。部会長は、部会委員の互選によって選出する。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 5 部会長に事故のあるときは、部会長が指定した部会委員がその職務を代行する。
- 6 部会には、部会委員の代理者の出席を認める。

## (部会公開の原則)

第6条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

## (ワーキンググループ)

第7条 座長は、必要に応じ検討会にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGの委員（以下「WG委員」という。）は、各関係行政機関の職員及び救急業

務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

3 WGには、WG長を置く。WG長は、WG委員のうちから、座長が指名する。

4 WGには、WG委員の代理者の出席を認める。

(委員の任期)

第8条 検討会、部会及びWGの委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別日定めることができる。

(運 営)

第9条 検討会、部会及びWGの運営は、救急企画室が行う。

(部会及びWGの設置に関する特例)

第10条 消防庁長官は、座長が不在の場合において、第3条第3項の規定に基づき座長を選出するいとまがなく、かつ、直ちに検討を必要とする事項があると認めるときは、第5条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、部会又はWGを置くことができる。

2 前項の部会又はWGの委員は、第5条第2項又は第7条第2項の規定にかかわらず、各関係行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が指名する。

3 第1項のWGのWG長は、第7条第3項の規定にかかわらず、当該WGの委員のうちから、消防庁長官が指名する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会、部会及びWGの運営に関する必要事項は、座長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、座長が不在の間は、前条の規定により設置した部会又はWGの運営に関する必要事項は、消防庁長官が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。